

○後志広域連合職員互助会補助金交付要綱

〔 令和 7 年 2 月 21 日 〕
訓令第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 42 条の規定に基づき、後志広域連合職員互助会（以下「互助会」という。）が行う事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助の対象となる事業は、互助会が行う職員相互の親睦及び福利増進に係るものとする。

(補助金の金額)

第 3 条 補助金の金額は、予算の定める範囲で、広域連合長が決定する。

(補助金の交付申請)

第 4 条 互助会は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（別記様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、広域連合長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他広域連合長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第 5 条 広域連合長は、補助金を交付することが適当と認めたときは、速やかに、補助金交付決定通知書（別記様式第 2 号）により通知する。

(補助金の支出)

第 6 条 広域連合長は、前条の補助金交付の決定をしたときは、速やかに、補助金を交付するものとする。

(実績報告書の提出)

第 7 条 互助会は、交付決定を受けた年度が終了したときは、速やかに、補助金交付実績報告書（別記様式第 3 号）に次の書類を添えて、広域連合長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算報告書
- (3) その他広域連合長が必要と認める書類

(補助金の交付決定の取消し)

第 8 条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 不正又は虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の目的に使用したとき。

(3) 交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 広域連合長は、前条の処分をしたとき、又は次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助事業を縮小又は中止したとき。

(2) 経費が補助金額を下回ったとき。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。